

各常任委員会等特定事件調査報告書

令和5年度

総務常任委員会

健康福祉常任委員会

生活環境常任委員会

子ども教育常任委員会

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会

総務常任委員会 行政視察報告書

令和5年10月26日（木）

新潟県 新潟市

1 調査事項

DXプラットフォーム推進事業について

2 調査目的

多摩市における官民双方から見たDX推進によって、市民福祉の増進に努めることを目的とする。

新潟市の対応者

新潟市経済部 成長産業イノベーション推進室

課長 田代いずみ 様

副主査 吉澤裕太 様

3 調査内容

(1) きっかけ

コロナ前は情報通信分野と金融くらいしかデジタル化が進んでいなかったが、コロナをきっかけに製造や農林水産、介護医療、行政まで産業全体的なデジタル非接触シフトが進んだ。市内産業のDX推進を目的に、経済部とIPC財団のスタッフを兼職している。イノベーション推進室の職員は5名。財団から2名の合計7名。課の予算は1,000万円の補助金とフレーム作り1,000万円で、年間事業費としては2,000万円。

(2) 問題意識

デジタル化の遅れによる地域経済への影響 つまりDXが遅れると年収も減るのではないか？新潟県は遅れているゆえ年収が低い、という仮説をたてた。県内企業はDXを認知していないし取り組んでいない企業が70%と多い上に、全国と比べてDX投資も盛んではないのも事実。

(3) 事業概要

DXプラットフォームを作った。異業種企業が複数で連携し、共通のテーマで「プロジェクト」を立ち上げる。

DXの定義と狙いだが、個々の事業のデジタル化の積み重ねがDXである。DXが進むと業務改善が起き、閾値を超えるとイノベーションが起きる（全く新しい価値の創造。例えばGAFAYやクラブ、メルカリ）。

(4) なぜ共創が必要か

自社だけではノウハウ不足なので、プラットフォームによって他社のノウハウを活用できる。また、デジタルを用いて新たなビジネスの展開が可能になる。最終的には多様なステークホルダーと協力しながらイノベーションを起こしていきたい。

(5) プロジェクト例

例) 製造業 DX プロジェクト。地元企業のメビウスがリードし、金属加工の仕事を共同受注するプラットフォームを整備した。仕事を 1 社だけで無理に受けると納期が遅れる。空いているラインを融通しあい、総体としてクオリティを担保した上で納期を早める仕組み。各製造工程の進行管理を見える化する。DX でリアルタイムに印刷の空いているラインを使うモデル (プリントパックの京都市が有名)

そのほか、顔認証店舗やドローンデリバリーなどがある (TOMPLA R3 からサービス化に向けて熱烈進捗)。物流における人手不足を解消するためのドローン活用を行っている。認可系なので、行政力を DX に合致する良い事例。

(6) 質疑内容

問) プロジェクトに参加している会員社が減っているが、なぜか。

答) 最初の 3 年間はこのプラットフォームで温めた。事業化に成功したので卒業したケースもある。

問) 会員の製造業さんの DX ニーズと、プロジェクトの狙いにはギャップがあったそうだが、具体的には?

答) DX 以前のデジタル入門が必要だった製造業は、DX サポートにギャップがあったようだ。人材育成面から支援していきたい。(工場機械稼働率の可視化や、帳簿のデジタル化・クラウド化にニーズ)

問) 行政が介入するメリットは。企業としてはプラットフォームを作るよりも自社の利益を上げたいのではないか。

答) 1 社では受け切れない複数工程のでかい仕事を、新規受注できるスケールメリットがあるようだ。

問) 補助金は一部だが、資金ニーズに応えることはできているのか。金融機関との連携について。商工会議所と行政の連携状況を伺いたい

答) 会員に金融機関はいるが、まだ融資には至っていないようだ。産業振興財団、商工会議所、行政で役割が重複する部分はある。イノベ推進課 (行政) の役割は、認可を取りやすくするノウハウ提供にある。

問) 少子化もあり若い人が地元に残らないという課題をどう見ているか。

答) 人材獲得競争で新潟は弱い。採用面、待遇面での転職で都会に劣後する。就職のタイミングでほぼ東京に出て行ってしまう。

問) 工場 2 次産業とかより、ドローンなら新潟! みたいな選択と集中をどう考えているか。行政だと公平性の概念が難しいと思うが。

答) この業種を特化したい、と行政から指定して働きかけるよりも民間の動きを待ちたい。元来、新潟は食とか農業関連が強いので、アルビレックスとか亀田製菓と中小企業のタイアップを促進したい。

問) 地銀や信金への影響は？

答) 金融機関もユニコーン探しで血眼だ。このプロジェクトに職員を出向させてくれている。(第四銀行)

問) 若者が減る中で、事業承継の難しさがあると思うがその辺りへの支援と取り組みはどうか。

答) 地元のトップ企業は亀田製菓さん。ここは大きな雇用の受け皿になっている。だが中小企業の場合、跡継ぎはなかなかついでくれないのが現状だ。悩み事を相談し合える人脈を作ためオフ会もやっているが、役員など偉い人ばかり出てきたので、若手限定のオフ会を仕掛けている。

問) デジタル化から DX へのステップアップは一足飛びにはいかない。デジタル入門のステージにいる会社への支援は？

答) DX ってなんだ？という考え方を学ぶような講座を設けた。何がなんでも DX ではなくなぜ DX 化すると良いことがあるのかを気づいていただく。現場が認識しても経営が変わらないと解決しないことも多い。

問) ロシアに近い地理的などところもあるので、輸出産業への影響はどうか。

答) ウクライナ侵攻による国際交流は大打撃を受けた。新潟市内にもロシア人が多数住んでいる。

4 質疑などから明らかになったこと

官民 DX プラットフォームは、その目的を絶えず確認する必要がある。例えば民間企業からすると、DX 促進によって自らの事業がより拡大していかないと、プラットフォームに参加する意味が少ない。DX を通じて従業員の業務効率が高まり、事業全体の収益が上がることをどのように指標化するか。

主導する自治体サイドは、公平性の担保を気にするあまり、事業者側とは目的が往々にしてずれることがあることに留意が必要である。



令和5年10月27日（金）

新潟県 見附市

1 調査事項

市民生活と市の業務に関するDXの取り組みについて
（自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」）

2 視察目的

北海道北見市が地元企業と開発し、導入した「書かない窓口」は住民が申請書の記入をせず、住民票などの交付を受けられるシステムであり、自治体DXによる「窓口業務改善」の取組みとして注目されており、導入する自治体が増えつつある。

新潟県見附市では、県内で初めて、北見市の「書かない窓口（らくまど）」を採用し、今年の1月より開始している。その運用状況などについて視察を実施した。

見附市の対応者

| | | |
|-------|------|---------|
| 市民税務課 | 課長補佐 | 佐藤 裕康 様 |
| | 主査 | 水内 智規 様 |
| 総務課 | 係長 | 竹内 英和 様 |

3 調査内容

「書かない窓口」では、受付窓口で本人確認をすることにより必要な手続き、証明書類の発行をすることができる。現在は、住民異動届など計63種類の申請手続きや、住民票など53種類の証明の手続きに対応している（案内に留まるものが118種類）が、主に住基異動に関連する申請がメインになっている。

本人確認は写真付き証明書であれば1種類、写真がない証明書は2種類を示すことが必要で、本人不在の場合には委任状があれば交付されるのは従来と同様であるが、申請者が申請用紙に記入することなく手続きを進めることができ、不明な点等についても窓口職員とのやり取りができるため、円滑に進めることが可能である。

また、転入手続きでは住民が関係する複数の窓口に足を運び、その都度、申請用紙を記入することもなくなり、窓口での待機時間を減らすことができる。また、行政側も住民票異動が行われた時点で情報が共有されるため、住民に必要な手続きの案内や確認をすることができ、その後の事務処理なども効率化することができた。実際に、導入の成果、手ごたえを感じている。住民は手書きするものを大幅に削減することができて手間が省け、職員は住民が記載した申請用紙の文字が読みにくい場合もあったが、そうしたことも解消される。運用開始以来、誤登録などのトラブルも発生せず、申請者に対し職員が窓口で

丁寧に対応できるため、「親切である」と好評である。

「書かない窓口」の導入 1,700 万円程度。「デジタル田園都市国家構想交付金」「地方創生臨時交付金」により賄われたため、市負担は 0 円での導入であった。申請受付順の発券機も、対応進捗状況が表示されるモニターに企業広告などを案内することで、費用負担なく導入できた。

窓口での対応について、現場の様子も視察した。「書かない窓口」の導入により、従来は申請用紙の記載台があり手狭だったが、狭隘な雰囲気を少しは解消することができていることも付随的な効果とも言える。また、今回の視察事項と直接の関連はないが、「書かない窓口」の導入と合わせ、キャッシュレス決済を導入するとともに、公金納付の銀行窓口を解消し、代わりにセルフ収納機を導入。間違いなく金銭の収受は管理ができるため、業務効率改善に一役買っている様子も見ることができた。

4 質疑などから明らかにできたこと

○「書かない窓口」システムは、既存の住民情報などデータベースから必要な情報、手続きを抽出するものであり、受付申請をしたら、そのまま住民基本台帳システムが同期し、連動していくものである。

○「見附市 ICT 推進計画」の策定が行われ、その取り組みの一つとして「書かない窓口」の導入がある。当初は「自治体行政の DX 化」というお題目が与えられ、令和 3 年度に発足したワーキンググループにより、何に取り組んでいくべきかの課題の洗い出しを行い、その後令和 4 年度に「書かない窓口」の導入を決定した。ワーキンググループでは、関連の 9 部署による協議が行われたが、部署間での温度差、意識差を埋めていくことが一番難しいと感じた。システム導入の決定、構築作業などの前に「何のためにやるのか」について、気持ちを一つにし、意識合わせをしておくことが必要不可欠であると実感しているとのこと。システムそのものは北見市で運用されている事例もあったため、導入そのものに困難を伴うことはなかったが、最大 234 種類の手続き全てにシステム構築するまで庁内の議論を詰め切れておらず（※現在は、申請手続き 63 種類、証明受付 53 種類、手続き案内 118 種類）、今後、メニューの追加を検討していきたいということだった。ちなみに、導入にあたっては、国のアドバイザー派遣制度なども活用し、北見市職員から直接、各種アドバイスをを得ることができた。

○費用については約 1,700 万円で、初期設定設備導入で 1,100 万円と 5 年間で 600 万円の運用費用という内訳になっている。ちなみにセルフ収納機は、監視カメラの設置も含め 450 万円程度であった。

○自治体 DX に対する費用対効果の検証は難しいが、電子申請よりも効果が上がると感じ

ている。「書かない窓口」により、職員の業務負担が軽減された分、その余力を他に回すことができていくと思う。今後、市民満足度を一つの指標とし、取り組みの評価をしていきたい。窓口の利用者は一日 60 人から 70 人程度である。

※期待される効果については資料によれば

住民：手続き時間の短縮/窓口移動回数の軽減

市役所：業務の効率化/サービスレベルの標準化/書かない、待たない、回らない
(ワンストップ) 窓口サービス実現の基盤に



健康福祉常任委員会 行政視察報告書

視察日：2023年10月24日

視察地：三重県四日市市

調査事項：四日市市認知症フレンドリー宣言について

1. 調査目的

多摩市は2025年には高齢化率が30%を超えることが予想されており、それに伴い、高齢者の認知症対策が課題となっている。今後、多摩市において、認知症の方及びそのご家族が、安心して暮らすための支援を充実させるため、四日市市の先進的な認知症施策の内容について習熟する。

2. 調査内容

(1) 施策・事業概要

四日市市では、2023年4月の時点で高齢化率26.1%（後期高齢者14.3%）と多摩市より低いものの増加傾向にある。今後の高齢化社会に向けて、2022年にだれもが住みやすいまちを目指す「認知症フレンドリー宣言」を行い、多様な認知症施策を展開している。

(2) 質疑応答

①四日市市フレンドリー宣言について

「認知症があっても、日常生活や社会生活が不自由なく送れる地域・社会」を目指して、認知症に関する正しい知識や理解を深めて患者や家族の応援者を増やすことや認知症の人が役割と生きがいを持てる場所づくり、地域の団体や企業などと連携する取り組みを行っている。例えば、市内のスーパーの協力で、市内各店舗に1台ずつスローレジ『思いやりレジ』設置等。

②認知症高齢者見守り支援事業（シール・GPS・あんしん保険）について

●認知症高齢者等安心おかえりシール交付事業（R2年度～）

→利用者数年々増加（現161人）

認知症の人に、服や杖などに貼ることができるQRコードシールを配布。認知症と周囲に分かってしまうが、ヘルプマークと同じ感覚で利用してもらっている。今後、道に迷った認知症の人を見つけた市民に活用してもらうために、まだ周知が必要。

●認知症高齢者あんしんGPS給付事業（R2年度～）

→利用者数年々増加（現101人）

●認知症高齢者等あんしん保険事業（R2年度～）

→利用者数年々増加（現187人）

適用は今のところないが、今後出てくる可能性あり。※デイサービスで窓ガラスを割ってしまった件があるが、デイサービスで対応可能だったため適用でなかった。登録も増えているが、死亡や施設入所に伴い登録者の減少もある。

③四日市市介護予防等拠点施設「ステップ四日市」について

旧老人福祉センター建て替えに伴い、介護予防等拠点施設として2022年8月から運営開始。介護予防、認知症に関する情報発信・相談、認知症の人や家族の交流・活動、認知症の人や介護者を応援する人材の育成、短期集中予防サービス（サービスC）、介護予防・フレイル対策啓発イベントと、一大拠点として認知症の人や介護予防が必要な方が利用されて

いる。運営開始後間もないこともあり、まだ利用実績も少ないが順調。市内各所から利用されることもあり、移動支援等が課題。

④介護サービス相談員について

介護保険サービス事業所を訪問し、利用者からサービスに関する要望・不満・相談等聞き、事業所へと伝えることでサービスの向上へとつなげる役割を果たしている。ちょっとした相談事も聞いてくれるので好評。有資格者でもあり、人材がなかなか見つからず、民生委員に探してもらい、何とか定員を満たしている。

⑤認知症フレンズについて

認知症サポーターさん 100 名に手紙を出して、認知症フレンズとして地域で活動可能か賛同を求め、65 名集まった。本格稼働はこれからだが、現段階で「ロバ隊長作り班」「認知症の本読書班」「認知症カフェ（市内に 17 カ所あり）班」「畑仕事園芸班」等が活動を始めている。中には認知症の人も参加できる活動あり。

3. 調査内容についての評価および提案

四日市市は人口や、財政規模も多摩市より大きいことを考慮すると、同じ規模での認知症対策事業を展開するのは厳しい面もあるが、認知症サポーターの活用、おかえりシール、あんしん保険事業など実施可能か検討の余地があると思われる。

多摩市も、施設入所ができる高齢者世帯も限られており、認知症になっても自宅で生活を続けられる支援体制は必須である。四日市市のように、認知症があっても暮らしやすい街づくりのための「認知症フレンドリー宣言」の実施、スーパーの「おもいやりレジ」等、多方面での民間事業者との協力体制の構築も積極的に取り組んでいく必要がある。



視 察 日 : 2023 年 10 月 25 日

視 察 地 : 愛知県大府市

調査事項 : 大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例について

1. 経緯と現状

人口約 9 万 2 千人の大府市では、認知症者の推計は 3,000 人とも言われている中、認知症サポーターが令和 5 年 4 月で 21,706 人おり、認知症になっても住み慣れた地域で不安なく生活できるようにという、見守りネットワークが地域ぐるみで根付いている。

その背景には、過去に市内にて認知症の方が鉄道の線路内に侵入し、死亡事故が発生してしまったことが大きく影響している。

訴訟となり、最高裁判決で遺族に支払い義務なしとされたが、一時は監督責任を問われ、損害賠償請求されたことは遺族にとっても精神的に辛い出来事であったであろう。大府市では、こうしたことが繰り返されないようにと様々な取り組みに繋げてきたようだ。

2. 質疑と意見交換から見えてきたこと

・認知症の方に、保険制度への加入も促進している。個人賠償責任保険は 1 億円の補償で、保険料年額 2,200 円は市が負担している。

先の鉄道事故では、裁判所に監督責任は果たされていたと判断されたが、もしなされていなかったとしたら遺族が支払い義務を負うことになってしまうという懸念がある。

・見守りなどは、認知症の家族だけが負うものではなく地域で見守り認知症になっても住みやすい環境を整えようと、認知症サポーター養成 2 万人チャレンジに乗り出し達成した。(チャレンジ開始当初もすでに 1 万人がサポーターであった。)

・市内にウェルネスバレー地区を設けており、認知症介護研究センターや健康プラザを有し、社協へは高齢者支援サポートセンターを委託し連携している。

医師会や歯科医師会、薬剤師会などと、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり連携協定も行なっている。

・大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定

- ①認知症に対する正しい知識を持って、本人及び家族の視点に立って取り組むこと
- ②誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現
- ③相互連携

認知症地域支援推進員を専任で雇っており、認知症サポーターフォローアップ研修も開催している。

・大府市では、「徘徊」という言葉は使わず、本人なりに理由や目的があって出歩いているとみて「ひとり歩き」と言っている。出かけている途中で、目的や理由を忘れてしまうだけである。

・こうした認知症への理解や対策は、「誰でも住みやすい街づくり」の礎となっている。そうしたことが、出生率 1.93 という驚くべき数字を下支えしている一因ではないだろうか。



生活環境常任委員会 行政視察報告書

長野県飯田市 「環境モデル都市の取り組みについて」

1 調査の目的

気候変動への対策について。

2 調査内容

<調査日>

令和5年10月17日

<施策・事業内容について>

(1) 環境文化都市としてのあゆみ

1992年、国連環境開発会議においてセヴァン・スズキさんのスピーチを聞いた当時の市長が、21世紀は環境の時代になるという考えのもと、第4次基本構想基本計画に「人も自然も美しく、輝くまち飯田 - 環境文化都市 - 」を掲げた。環境文化都市とは、環境への取り組みが文化になるまでという強い思いが込められている。市長の交代があったが、議会からの発案により「環境文化都市宣言」を実施。永久的に目指す都市像となった。最近では2050年いいだゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素先行地域にも選定されている。

(2) 環境文化都市として特に力をいれてきたこと

行政・市民・民間・地域と区分されて活動を多様化しているニーズに対応するため、行政が仕組みを整え、公共的領域においても市民や民間の活動領域を拡大してきた。

(3) 環境モデル都市について

飯田市の特徴として日照時間が長く、太陽光発電に適した地域であることを生かし、1997年に太陽光発電補助を開始。2004年には市民共同発電を始めた。環境モデル都市選定には、市民参加による自然エネルギー導入と低炭素まちづくりが評価された。

(4) 飯田市環境基本計画～いいだ環境プラン～について

1996年に初めてプランを策定してから、5回の改訂を行っている。現在の第5次改訂はもう一度市民と共に取り組むという思いを込め、環境文化都市の再構築をテーマに掲げている。SDGsにならい6つのゴールと35のターゲットを骨格にし、市民の声を受け具体的に何をするか場面別に事例集をつけたことが特徴である。事例集について環境懇談会で周知を図っている。

(5) 環境文化都市づくりプラットフォーム、愛称「うごくる。」について

環境文化都市の実現には一人ひとりの行動や協働が大事であるという基本に立ち返り、「うごくる。」を立ち上げた。2050年に社会の中心である世代の参画で、イノベー

ションの土壌としての活用、継続的なうねりをつくることを狙っている。設立の主体は長野県南信州地域振興局・飯田信用金庫・飯田市の三者である。「うごくる。」の取り組みとして、「うごくる。ゼミナール」が挙げられる。「うごくる。ゼミナール」では参加者が行動変容に結びつくよう、主体的に環境について考え対話してもらうワークショップ形式で開催している。対象は小学生から高齢者まで。例えばカードゲームを活用しながら楽しく学べるよう工夫をしている。他にも「うごくる一む」を行っている。これは環境への取り組みが広がることは困難なことと感じているため、すでに環境活動している人や活動してみたいという人達がゆるーく語り合える場を定期的に開設している。

(6) 特徴的なエネルギー政策について

① 太陽光市民共同発電

市が公共施設に太陽光パネルを設置する財源的余裕がなかったため、市内のおひさま進歩エネルギー（株）がファンドを組成し、全国から2億円の資金を集め、設置した。市は1キロワットアワー当たり22円で20年間購入する長期契約をおひさま進歩エネルギー（株）と結んだ。それはおひさま進歩エネルギー（株）にとって下支えになったと共に、当時価格が約24円だったので市にとっては経費削減になった。太陽光パネルを設置した公共施設の屋根は、再生可能エネルギーの普及や地元事業者育成の観点から、20年間無償で貸し付けをしている。また市内の戸建て住宅についても、公共施設屋根での太陽光発電や環境教育を定期的に子ども達へ行った効果が拡大し、全国平均の設置は10%に対し、飯田市では6軒に1軒（16.7%）に太陽光パネルが設置されている。

② ISO14001を通じた地域展開

環境への取り組みは一事業者のみで行えばよいのではなく面的に捉えるという考えに基づき、1996年より民間事業所とともにISO14001・環境マネジメントシステムを取り組んできた。既にISO14001取得事業所が中心となり、小さな事業者もPDCAサイクルを活用し、地域独自の環境改善マネジメントを運用。現在約70か所の事業者が活動している。そして事業所従業員の家族を対象に年4回、環境行動育成週間を実施し、事業者のみに留まらない広がり地域に展開している。

③ 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例

条例制定の経過は、2012年国による再生可能エネルギー固定価格買取制度が創設されて以来、地方は大手資本の太陽光発電施設の設置が進んだ。しかし地方は土地を提供するだけで、メリットはほぼないという事例が全国地方都市で多く見られたことから、制度を利用して活力の創出、地域課題の解決に繋がられないかと考えだされた条例である。再生可能エネルギーを生み出す日光、森林、河川等は代々地域で守られてきたことにより享受できることから、市民が優先的に活用することが望ましいと考え、市民が有する権利、地域環境権という造語をつくり市民に付与した。この条例は市民

が地域環境権を行使できる枠組みを構築し、ルールが示されている。

(7) 脱炭素への取り組み

① 2050年いいだゼロカーボンシティ宣言

市民の代表である市議会、事業者の代表である商工会議所と共同宣言をしたという特徴をもつ。

② 脱炭素先行地域

飯田市の取り組みは川路地区と市内全小中学校が対象になっている。川路地区は住民憲章が制定され、地域全体で助け合い、魅力を高め合う土壌であるということ。中部電力が管内初めての大規模太陽光発電所のメガソーラーいいだが活用ができる。三六災害を経験したため、防災への意識が高いことが選定理由である。実施は中部電力と官民連携で行う。ひとつは既存配電システムを活用した地域マイクログリッドの構築である。これはメガソーラーいいだを主要電源とし既存配電システムを活用することで、災害による停電時にインフラ設備の復旧が可能となる仕組みである。現在はその仕組みを動かすシステムの開発と蓄電池の準備を進めている。また地域版デマンドレスポンスの導入を「NACHAGE」を通じて推進する。太陽光発電普及に向けたコンソーシアムを組成し、工事費込の太陽光発電価格を下げる。地域学習を通じた環境学習・教育の実施。地域の太陽光発電電気の見える化等々を5年間30億円規模の事業として計画している。

<質疑内容>

○リニア新幹線の位置と環境への影響についてどう考えているか

→田園と住宅の広がっている地域にでき、中心市街地とは別の場所である。環境問題については駅の設置に関しては環境配慮を行う。リニア全体のインパクトに関して環境評価を実施している状況である。

○太陽光パネルの廃棄とマイクログリッドに掛かる費用について

→太陽光パネル廃棄について問題は顕在化していない。マイクログリッドについては既存の設備を使用するので、特段掛かるものはない。自分でつくった電気が一番安いという中で、地域の人に供給してもらえたら理論上価格低減が図られるが、システム構築をしている段階である。

○公共施設の屋根貸しの期間中に、大規模改修があった場合、誰が撤去してまた設置するのか。

→市民共同発電を始めた時はそこまで考えていなかった。実際には、改修工事を始める前に、太陽光パネルを事業者が一度撤去し、工事を飯田市が行い、また事業者に戻してもらうという流れになる。その費用負担のため、固定価格買取制度も単価22円で始めたが、その費用を見込み29円に改定した。また事前に話し合い撤去等にかかる費用を折半にするなどしている。地域環境権条例を活用し設置した場合は、設置する

公共施設の長寿命化計画に照らしあらかじめ事前調整を行うようにしている。

○太陽光発電以外の創エネルギーについて

→太陽光の次は水力であり、既に中部電力が設備を持っている。地域環境権条例の認定事業として小水力発電施設の設置も進んでいる。飯田市の8割を占める森林を使い、木質バイオマスエネルギーとしてどう活用していくかは検討中である。課題として配電線網が細いことと、木材をどう取り出すかの大きく2つある。

○リニア開業に伴う地価の高騰、経済効果について

→（議会事務局より）計画が進んでないため経済界の大きな動きはなく、地価の変動もまだない。

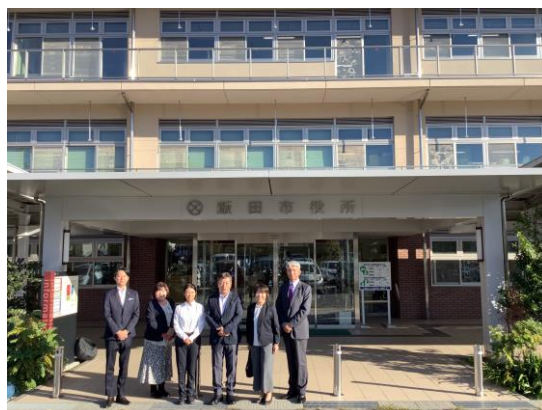
3 調査内容についての評価

市長が30年以上前に国連でのスピーチを聞き、これからは「環境」の時代という考えを持ち、「基本計画」に盛り込み、地域住民、商工会議所、学校などを巻き込んで「環境モデル都市」として歩んできたという長い歴史と実践に驚きました。

「うごくるゼミナール」のように、例えば気候市民会議に参加頂いた市民に協力を得ながら、多様な世代で環境について対話をしてもらう形のワークショップも取り入れることは、より自分ごとの問題として引き寄せて考え、行動を変えてもらうことができているのではないかと思います。

また、環境文化都市を宣言し、環境モデル都市の認定を受けていいだゼロカーボンシティを宣言して行政、市民、民間が協働して地域ぐるみで進めていき、三者それぞれにメリットがある仕組みを作られているなど、2050年度までの目標達成に向け、真剣に取り組んでいる素晴らしい自治体であったと思いました。多摩市においても行政、市民、民間がしっかりと協働していく事について、気候非常事態を宣言した自治体として、飯田市を参考に取組んで頂きたいと思いました。

4 視察の様子



長野県茅野市 AI 乗合オンデマンド交通「のらぎあ」の取り組みについて

1 調査目的

AI 乗合オンデマンド交通について

2 調査内容

<調査日>

令和5年10月18日

<事業について>

(1) 背景と経過

2008年から赤字続きで公共事業者だけで定時定路線バスを支えられなくなり、市が補助金を出すことで運営を続けてきた。しかし市も支えきれなくなり、2016年に行ったバス路線の大幅な再編によりバス本数を減らし、住民の行きたい場所を一筆書きのように網羅する路線とした。その結果、長時間乗車しないといけなくなり、バス利用をしにくくなった。

このような現状を背景に、第2次地域創生総合戦略策定時に市民委員から「10～20年先を見据え、バックキャストで5年間の計画を策定すべき」という意見が出された。意見に基づき、ワークショップ形式で未来の茅野市、未来都市構想の検討をした。課題として医療・介護について、次に公共交通が挙げられた。そしてハブ&スポーク型の地域公共交通体系の素案が出された。

素案の実現、医療の課題解決に必要な予算を得るために、国のスーパーシティ構想に申し込んだ。しかし公共交通は喫緊の課題であったため、国交省のMaaSの補助金を使いながら実証実験を始め、昨年度の10月より「のらぎあ」の本格運行を始めた。

(2) のらぎあの概要

乗合を前提としたオンデマンド交通で、利用者が設定した行き先と時間に合わせた最適な配車、ルート設定をAIがリアルタイムに行う。

- 事業主体 運行事業者4社による自主共同運行
- 運行時間 午前8時から午後7時
- 予約方法 スマートフォンアプリまたは電話（年齢と電話予約は概ね比例している）
- 運行エリアと車両 観光地、別荘地等の一部を除く市内全域 計8台
- 年間運行事業費 69,000千円

→のらぎあの運行に伴い、市内を運行する定時定路線バスは廃止された。しかしのらぎあは大勢の人を運ぶのに適していないので、新たにJRの時刻に合わせた通勤通学バスを創設した。今までバス利用者を高齢者と想定していたため、学生利用を対象にしたことは初めてであった。

<質疑内容>

○茅野市新地域公共交通検討会議での実施前の検討内容

→2020年より26回開催し、のらぎあ全体を議論してきた。例えば持ち込み荷物についてや料金など。

○のらぎあの利用状況について

→1日200人程。しかし配車要求に対して2割ぐらい応えられていない。月水金は利用が多く4人に1人は乗れない状況がある。そこで来年度は2台増やすための予算を取りたいと考えている。

○システム事業者と運行事業者4社の共同体の内容と市との関係について

→システム事業者はプロポーザルをして3社から選定。公費で賄っている。運行事業者4社は共同体として主体的に運行している。市とは協定書を締結している。

○のらぎあ車両の運行について

→各社2台ずつ分担し運行している。共同体のため口座は一つで、市からの助成金や売り上げも一つの口座に入ったものを配分してもらっている。課題は法人格ではなく任意の団体となるので、運行調整をどうするかということが挙げられる。

○のらぎあ説明会、利用者からの反応、要望について

→各自治会で説明会や以前の定時定路線バス利用者に説明を行ったが、反対はなかった。定時定路線バスはバス事業者に合わせて運行していたが、のらぎあは利用者の都合に合わせてできるので理解を頂いたし、好評である。一方でのらぎあが配車要求の全てに応えられないこと、利用エリア外があること、降乗車場所がわかりにくいという声を頂いている。

3 調査内容についての評価

公共交通施策を単体の課題として捉えておらず、観光、教育、福祉など様々な分野にうまく関わられるよう捉えていました。今後は、「のらぎあ」の対象範囲を広げ、宿泊施設の送迎バスや、別荘地で運行する自家用有償旅客運送、グリーンスローモビリティなどと連携し、茅野市全体の交通手段が市民のニーズに対応できるように、効率的な運航に向けこれからも精度を高めるとのことです。AIの進歩がみられるような素晴らしい取組みでした。

多摩市に引き寄せて考えると、タクシーやミニバスが走り、大型バスの公共交通もあり、しかも電鉄が2社もはいつている現状のなかでは、「AIバス停」をどう位置づけるかがなかなか難しいという壁にぶつかってしまいます。ただ、今後の地域交通の在り方を考えると、空に近い状態で走っている車より、必要な人のニーズに応えられる「AIバス停」は課題として検討が必要なものであることは確かだと思います。

高齢化が進む中、多摩市でもこれからの公共交通の見直しは喫緊の課題です。行政、民間、市民と課題解決の為、協力しあっていくことが安心安全なまちづくりにつながると思いま

す。

4 視察の様子



子ども教育常任委員会 行政視察報告書

【愛知県豊橋市】こども若者総合相談支援センター「ココエール」及び 子ども・若者支援地域協議会について

1. 調査目的

子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化し、不登校・児童虐待・いじめ・ひきこもり等も深刻化しているなか、子ども・若者育成支援推進法で、「子ども・若者支援地域協議会」の設置や、子ども・若者総合相談センターとしての機能を確保するよう、新たな支援体制の充実が求められている。

また、多摩市では昨年、「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」が施行された。

それらを踏まえて、多摩市として協議会や相談センターの設置など、子ども・若者への支援の政策提案に向けて調査・研究する。

視察日

令和5年10月19日

豊橋市の対応者

豊橋市こども未来部 こども若者総合相談支援センター
ココエール センター長 内藤 政宏 様
副センター長 北村 充 様

こども未来館「ここにこ」 館長 土田 弘人 様
副館長 今泉 ひろ子 様

2. 調査内容

(1) 施策・事業概要

- 目的は妊娠・出産から子育てまで、子育てから自立までの切れ目ない相談支援体制の構築。
- こども若者総合相談支援センター「ココエール」は、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターの機能を持っている。

●センター設置の経緯は、

平成 17 年度から要保護児童対策地域協議会設置

平成 22 年度に子ども・若者支援地域協議会設置

平成 23 年度に子ども・若者総合相談窓口設置

平成 24 年に豊橋市内 4 歳児の居住実態が把握できないままネグレクトで死亡。

(児童手当だけは定期的に受給していた)

平成 27 年度から上記両方をこども未来部が所管することになるが役割分担などの課題。

虐待通報が増加し、児童相談所との連携や在宅支援の強化が求められる。

平成 28 年児童福祉法改正により、子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務になる。

要保護児童等の出口支援や高校生の不登校・中退・ひきこもり等の対策も必要になる。

そこで、児童と若者に関する相談窓口を一体的に整備し、相談窓口として独立した組織を持つとともに、本庁舎外に設置・整備することで、子どもから若者までの総合的な相談支援拠点として取り組むこととなった。

●要保護児童対策地域協議会

代表者会年 1 回、実務者会議月 1 回、関係者会議月 1 回、個別ケース会議年 50 回。

●こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後 3 ヶ月の時に民生委員・児童委員が祝い品を持って訪問、地域の見守り意識向上。

●怒鳴らん子育て講座

令和 2 年度から体罰禁止法定化により、子どもとのコミュニケーション手法を、4～5 人のロールプレイングで学ぶ親支援プログラム。

●定時制・通信制高校合同説明会

不登校児への支援と高校中退予防のため、定時制・通信制高校 16 校による個別相談を開催。進路の選択肢の幅広さを認識してもらう機会となり、夏は 200～300 名が参加。不登校は増えているが、高校進学率は高くなっている。

●ケアリーバー（施設退所児）支援

児童相談所等と情報共有し施設退所児を把握し、食糧支援等事業を案内のうえ利用意思の確認をして、フードバンク活用食料の宅配や、家庭訪問により生活状況を確認。

施設退所児の 2 割が困窮状態で、昨年は 2～3 人が食糧支援を利用。

●ヤングケアラー支援

困難を抱える子どもの健やかな成長を後押しする。ヤングケアラー支援コーデ

イネーター・巡回指導員が学校を訪問。当事者同士がつながりあえるサロンの開催。関係機関の研修会開催。ヤングケアラー向け支援ガイドブック作成。居場所支援。家事支援。

●民間団体への委託によるホームスタート事業

●要支援家庭ショートステイ事業

●支援対象児童等見守り強化事業

夏休みに主任児童委員が50世帯に弁当を届け、見守り強化。

●子ども・若者支援地域協議会

構成機関は警察署・保護司会・県立高校校長会・県私学協会・児童相談所・社会福祉協議会・民生児童委員協議会・医師会・豊橋公共職業安定所・地域若者サポートステーション・NPO法人三河ダルク・一般社団法人パーソナルラボ・行政関係課等。

代表者会議年1回、実務者会議年2回、個別ケース検討会議年3回。

実務者会議は近隣自治体担当も参加。

●子ども・若者総合相談窓口

ココエールで15歳～39歳までの相談支援を民間団体に委託し、相談者に寄り添った学習サポート・同行支援・講座開催など柔軟な支援を展開。

相談対象は中高生が多いが20代や30代まで幅広い相談があり、不登校・進路・親子関係の相談もある。

●隣接する『こども未来館「ここにこ」』も見学させて頂いた。

0歳～3歳児と保護者を対象とする「子育てプラザ」、幼児～小学生対象の「体験・発見プラザ」、子どもから大人までが集い交流できる「集いプラザ」からなる。

子育て支援の拠点施設として、切れ目ない子育て支援事業をチャイルドサポーター（保健師・保育士）が中心に実施。

親子の交流会や講座等の実施、妊娠・出産・子育て総合相談窓口、一時預かり・託児。

(2) 質疑内容

ココエールについて

問 相談など職員が何人体制なのか。人員配置を教えてください。

答 県派遣職員1名を含む26名体制で、センター長・副センター長のほか

・要保護児童グループ 正規10名 会計年度6名

(社会福祉士・保健師・保育士・看護師・公認心理士・教員OB他)

- ・心理グループ 正規 3 名 会計年度 1 名
(公認心理士、今年度から IQ 知能検査有り)
- ・庶務担当 正規 2 名 会計年度 1 名

- ・支援担当は民間委託相談員 3 名
(子ども若者相談・工作等の教室事業・自主学習の支援)

問 土、日も対応されているため、豊橋市民の方の大きな安心になっていると思います。年間の相談者の年齢、内容別の相談件数、また、相談内容について、可能な範囲で教えてください。

答 平成 29 年 10 月ココエールを開設

18 歳未満児童相談は 平成 30 年 1,306 件 令和 4 年 2,337 件

児童虐待相談件数は 平成 30 年 238 件 令和 4 年 560 件

40 歳未満の子ども・若者相談件数 平成 30 年 560 件 令和 4 年 808 件

土日は 2 名体制で、相談件数は令和 3 年が 369 件、令和 4 年が 335 件。

3 分の 2 が電話相談で来所は予約制になっている。

問 ヤングケアラーについて家事支援事業をされていますが、高齢者の介護だけでなく、育児、障がい者や外国人の支援も対応しているのでしょうか。また、財源は、一般財源も使われているのでしょうか。

答 愛知県内 3 市 10 分の 10 のモデル事業で行っている。

ヤングケアラー支援コーディネーター・巡回相談員が市内の学校を巡回し、相談しやすい環境を整えている。掃除・料理・洗濯などヤングケアラー向けの家事支援やケアスキルアップの講座を開催している。

問 子ども・若者総合相談センター設置のメリットについて

答 相談体制を強化し、子ども若者に関する相談を集約する事によって、様々な子どもの情報が蓄積され、新たな相談への対応や支援に活かされている。
また、児童養護施設や里親・民間団体など、多くの関係者との連携が強化され、児童相談所への職員派遣により、専門性や円滑な連携が向上した。

(3) 調査の様子



3. 調査内容についての評価および所見

「ココエール」は「こども若者へココからエールを」と、豊橋市は「こども」と「若者」に関するあらゆる相談に応じ、こどもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来をいっしょに考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをしている。多摩市のこども若者の困りごとの支援として、中学校卒業後30代迄の支援は課題だと考える。仕事暮らしサポートステーションのひきこもり相談はあるが、支援はそれだけでは無く、やるべきことが沢山あることを学んだ。

センター開設から5年経過し、関係機関から周知が図られてきたところで、相談体制を強化することによって、様々な子どもの情報が蓄積され、新たな相談への対応や支援に生かされているとのことである。バラバラな相談支援にセンターを作ることによって、次の相談に活かされることは重要だと感じる。特に、19歳から40歳未満の相談が令和4年度は年間800件を超えている。豊橋市は人口37万人で、多摩市とは規模が違うが、多摩市でも困って相談を受けたい若者が一定程度いることは間違いなく、若者の将来のために多摩市は手を差し伸べるべきである。

また、児童養護施設や里親・民間団体など、多くの関係者との連携が強化され、児童相談所への職員派遣により、専門性や円滑な連携の向上が図られたそうである。多摩市のこども若者の所管と多くの関係者との連携することによって、多摩市の困難を抱えるこども若者に必要な情報と適切な支援を提供できると考える。

子育て・発達・貧困・児童虐待・いじめ・不登校・家庭内暴力・依存症・非行・就労・ひきこもりから自立へ。一人ひとりの困難を切れ目なく支援していく拠点「多摩市こども若者総合相談支援センター」設立は、多摩市のこども若者の明るい未来につながると感じる。

担当者から説明の最後に、支援のあり方として「平等よりも公平を」という考え方が心に残った。それはこども若者の悩み困りごとは一人ひとり違い、平等に同じ支援を提供するということではなく、個人の違いによって、一人ひとりに寄り添った支援をすることが大切だということである。

【京都府京都市】学びの多様化学校（京都市立洛風中学校）について

1. 調査目的

多摩市においても、不登校対策やインクルーシブ教育など子ども・若者に関する課題は多いが、昨年「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」が施行されたことを受け、条例の更なる取り組みを具体化するために、先駆的な不登校児童生徒への支援施策として、京都市及び学びの多様化学校である京都市立洛風中学校から学ぶことを目的とする。

視察先

京都市立洛風中学校

視察日

令和5年10月19日

対応者

京都市立 洛風中学校校長 森廣 伸一 様

京都市教育委員会事務局 指導部生徒指導課 担当課長 筏 雅之 様

2. 調査内容

(1) 施策・事業概要

●京都市における多様な学びの機会を確保した不登校対策

京都市は、人口 144.2 万人規模の内、2022 年度の不登校の児童生徒数は合わせて 2,839 人（小学生 1,119 人、中学生 1,720 人）。小学生は千人比 19 人、中学生は 62.9 人。

- ・在籍校に籍を置きつつ学外で自分のペースで自学自習可能な教育支援センター「ふれあいの杜」を5カ所設置。
- ・不登校特例校として、「洛風中学校」、「洛友中学校」を設置。
- ・不登校経験等様々な困りごとを抱えた生徒を支える定時制、単位制の「京都奏和高等学校」を2021年度開校。
- ・夜間中学校において形式卒業者を受け入れ。
- ・フリースクール等民間団体との連携事業（家庭訪問事業、自然体験活動、保護者学習等を委託）。
- ・教育相談等で市内のフリースクールの情報提供。
- ・こども相談24時間ホットライン、こどもSNS相談を行う。

●ふれあいの杜 学習室の内容

- ・烏丸御池学習室 京都市教育相談総合センター 4階
小学4年～中学3年対象。個別活動や小集団での人間関係づくりとして創作、スポーツ等体験活動、教科学習を行う。活動は月・火・木・金曜日のうち週一日から利用可能。時間は10時～15時のうち1時間程度から利用可能。定員は40名程度。
- ・北学習室 京都市立北総合支援学校楽只サテライト施設 北館3階
小学4年～中学3年対象。教科学習、散策、創作等体験活動を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～15時。定員は20名程度。
- ・四条大宮学習室(3コース制) 京都市立洛友中学校 南棟3階・4階
[1日学習・活動コース]
小学4年～中学3年対象。教科学習、スポーツ、創作等体験活動を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～15時。定員は30名程度。
[半日学習コース]
小学4年～中学3年対象。教科学習中心の活動を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～12時、13時～15時の二部制。定員は午前・午後それぞれ10名程度。
[1時間個別コース]
小学4年～中学3年対象。個別活動や小集団での人間関係づくり、教科学習を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～15時のうち1時間程度から。定員は30名程度。
- ・西大路御池学習室 京一商西京同窓会館 2階
中学1～3年対象。教科学習中心の活動を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～12時、13時～15時の二部制。定員は午前・午後それぞれ10名程度。
- ・伏見学習室 京都市伏見いきいき市民活動センター1階
中学1～3年対象。教科学習中心の活動を行う。活動は月・火・木・金曜日。時間は10時～12時、13時～15時の二部制。定員は午前・午後それぞれ10名程度。

●京都市立洛風中学校の取り組み

2004年開校以来、「創造工房」をはじめ体験活動を重視した、柔軟で特色ある教育課程を独自に編成し、生徒一人一人の実態に応じた学び直しの機会を工夫し、心を開いて遊び、語り合い、自信を取り戻し、健全な心身を養い、様々な課題を克服する学びの実践を通して、自己実現を目指し、社会的自立のできる生徒を目指し、20年もの間子どもたちを育成してきた。

具体的な内容として、時間割りは通常 1,015 時間のところ 770 時間の時間割で組まれている。その工夫として、例えば、理科科目において学習する気候と社会科の地理の風土などを同時に学ぶなどして、理科、社会科を同時に学習している。また、テストについては高校入試に対応するため、単元別テストなどが実施される。生徒の在籍は洛風中学校であり、3年間通学し内申書もつく。

定員枠を超える場合は上級学年を優先している。入学に際しては、覚悟を持って入学し卒業してほしいことから、1週間の体験期間や卒業まで在籍することを約束するなどしている。また、紙漉き体験で自身の卒業証書を作成するなど、励みとなる仕掛けを実施している。他にも、通常の学校に通っている生徒と、朝に顔を合わせなくて済むよう、1時限目の始まりを少し遅めの 9 時半からとし、午前 2 コマ、午後 3 コマの時間割でクールダウンし易くしている。

コミュニケーションをとるのが苦手な生徒や特性のある生徒が多いため、箱庭など心理療法の出来る部屋の設置や、毎朝必ず先生との面談の時間を持ち、生徒との何気ない会話の出来る関係性を大切にしている。

一人になりたいが個人になりたいのではない、つまり、気にかけて欲しい、尊重されたい、のような思春期ならではの微妙な内面性に先生方は十分配慮した対応をしていることもあり、このような様々な取り組みが功を奏し途中退学はほとんどいない状況だそうである。

同じ建物内のミュージアムと連携し、万華鏡の工作や地域工芸体験などが取り入れられており、授業とは別に、行事などは縦割りで行われている。京都市は歴史の古い町でもあることから、地域住民が協力的であることもあり、創作や民芸活動は地域の方の協力に助けられているそうである。また、運動会の実施はないが、地域の運動会が盛んなため地域の運動会に参加している。

(2) 質疑内容

問 定員 40 名に対し、現在の生徒数。また、希望者が定員を超過したときの対応は。

答 定員 40 名に対して、現在 47 名。20 年間希望者は全員受け入れているが、超過した場合は学齢の高い生徒から転入学する旨案内している。

問 高校進学の際、中学の内申が必要と思いますが、市内の他の公立中学校と同じような成績をつけるのか。

答 同様な内申をつけられる。

問 学びの多様化学校の卒業生の進路と、その後の支援があれば教えていただきたい。

答 ほぼ進学している。卒業した一期生は 35 歳で教師をしている人もいる。
また、不登校を経験した生徒が進学しやすい京都市内の京都府立清明高等学校・京都市立京都奏和高等学校が揃っている。

問 デジタル機器の活用などがあれば教えていただきたい。

答 デジタル端末やデジタル教材を活用している。

問 個別支援計画は、全ての生徒に作成されているのか。

答 全ての生徒に作成されている。

問 まだ、今ほど不登校が問題にならなかった 20 年も前から不登校特例校を設置したことに驚くが何故か。

答 カウンセリングセンターを重要視した地域性があるのだと思う。

問 先生方に対しどのような取り組みをしているのか。

答 月に一回くらい研修を行っている。

問 ヒューマンタイムについて詳しく聞きたい。

答 人権のことや車椅子バスケットなどについて話したりした。

今後、卒業生から話をきけたらとも思っている。

問 どのような先生の人数で生徒をみているのか。

答 生徒を 4 クラスに分けてそれぞれ 3 人の先生が見るような振り分けにしている。

問 小学校時点で不登校であった生徒さんのみに入学資格があるのか。

答 その通り。

(3) 調査の様子



3. 調査内容についての評価および所見

京都市は、多摩市の14万人程の人口に比べ、144.2万人という10倍にも匹敵する規模であるが、不登校児童生徒の割合は多摩市とさほど変わらない。

このことから、不登校は地域性、人口規模、財政規模に関係なく、今や、現状の通常学校のシステムが、今のSNS環境が当たり前の、一人1台タブレットが支給されている子どもたちにとってマッチしなくなっているのではないかと感じない訳にはいかない。子どもたちに対し、私たちおとなは、多様性を尊重する社会だと伝えている以上、様々な多様な学びの選択肢を提供しなければならないはずである。その一つが視察先の京都市にある洛風中学校のような学びの多様化学校なのだと感じる。

京都市とは、財政面、人口規模、文化も異なるが、京都市教育委員会が所管している教育支援センター「ふれあいの杜」のような様々な学びの居場所を、不登校の子どもに提供することや、「自らの夢を創造し、歩む社会的自立のできる生徒の育成」という目標を掲げ、困難の多い子どもに寄り添う具体的な取り組みとして運営する洛風中学校（学びの多様化学校）は、選択肢として多摩市にも必要と感じる。多摩市には、各地域に児童館はあり、中高生の居場所的な取り組みを行う児童館もあるが、不登校の小中学生が行きやすい居場所になっているわけではない。不登校対策として、VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）の取り組みが始まっており、子どもたちにとって一つの選択肢であることは間違いないと思うが、身近なおとなのいる別の選択肢の必要性もあると感じる。

今、とりわけ中学生の不登校が増えているのは、子どもが時代の変化を敏感に察知し、学びたいことや要望したいことに対し、学校が子どもたちに追い付いていない現実の現れかもしれない。このような状況に、基礎自治体であっても、昨年施行した「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の具現化の視点から、既存の学校には居場所のない子どもたちのために、多様な居場所の必要性を痛感する。一人でも多くの子どもたちに居場所が提供できるよう施策を講じていくべきである。

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会

行政視察報告書

令和6年1月9日（火）

立川市役所

1 調査事項

庁舎の建て替えについて

2 調査目的

多摩市役所本庁舎建替基本計画に関する調査・検討を行うにあたり、既に庁舎建て替えを実施している先進市を視察し、議論の参考とするため。

立川市の対応者

市村下水処理場長（当時の建築の担当者）

総務課長

3 調査内容

（1）庁舎の建て替えについて

- ①庁舎全体及び議会エリアのつくり・規模等
- ②庁舎全体の中での議会エリアの位置づけ等、こだわった点

（2）質問事項（事前送付）への回答

①議会機能に関して

（ア）議会棟に関して

- a 議会棟におけるWi-Fi状況を教えてください。
⇒Wi-Fiは設置してない。タブレットなどはキャリア回線を使用。R4.12月に答弁に立つ職員にタブレットの使用が決まり、R6に設置予定。
- b 議会棟への不審者侵入を許さない手立てはとられていますか。
⇒議会事務局前を通る構造。裏口は電子錠のみ。また、各会派室にも電子錠
- c 議会棟におけるユニバーサルデザインの具体化について
⇒扉を引き戸に（車椅子への配慮）、機密性は悪くなるが。傍聴席に車椅子用の席。イヤホンジャックを設置。委員会室では赤外線補聴システム。スロープの設置。
- d 議会棟におけるトイレは、議員専用、(来庁した)市民専用と分けていますか。
⇒議会棟は別棟ではない。このエリアの中には1箇所のトイレ。特に市民用、議員用とは分けていないが、市民が入ることは基本的にない。庁舎全体が職員スペース市民スペースに分けられている。

(イ) 議会諸室に関して

- a 本会議場は、国会等に類似したものでしょうか。(フラット型か?) それぞれの考え方について教えてください。
⇒議長席、議員席については段差を設けている。議長席から議員を見渡せるように。
- b 本会議場と委員会室における傍聴席の規模の考え方、また、「ネット中継」等の場合の傍聴席の「映り込み」についてなんらかの配慮をしていますか。
⇒本会議場は多目的用途を考慮し、傍聴席を 120 席と多めに配置。委員会室は 3 列 24 席。写り込みについては、本会議場は最前列が映る可能性がある。3 通りの周知(傍聴席前の張り紙、傍聴席の前の手すりにテプラで 13 箇所貼り付け、書く傍聴者に録音禁止などの注意事項を渡す際に映り込みの可能性を周知)
- c 議会スペースに「応接室」は設けていますか。
⇒議員応接室が 1 部屋。議長応接室、議長室の応接セット、副議長室に応接セット、事務局に応接セット
- d 議会スペースの諸室を市長部局も使用するということを想定していますか。それとも、議会が専用で使うようにしていますか。それぞれの考え方も併せて教えてください。
⇒設計段階では本会議場や委員会室などについても市長部局や市民利用も想定していた。ただし、建設後、市長部局が予約した際に、仮に臨時会などが行われる際に代替えの部屋が用意できないため、貸し出ししていない。
- e 会派、またはいくつかの会派が共同し、ときには市民等も交えて会議等を行う部屋を、委員会室とは別に設けていますか。
⇒議員応接室とはべつに議員会議室があり、間仕切りで 2 つに分けられる。会派室、議員会議室、などを活用し市民と対話。
- f 議長・副議長の執務室には、応接する機能がありますか。
⇒あります。
- g 本会議場の議席並びに委員会室の委員席は、ICT 化、DX に対応したのになっていますか。
⇒設計当時は ICT 化などの言葉はなかった。電子投票のシステム。電子出欠カウント。タブレットの配付(クラウドを使用して共有)
- h 本会議場・委員会室等で、「スクリーン」等は、どのような設えになっていますか。
⇒固定式のスクリーンがある。設計などにも関わっていた。「必要だが場所をどうしよう」という話になった。窓際の天井から下ろすようにしたが、少し距離があって使いづらい。移動式のスクリーンを借りてきてしようすることが多い。一般質問でも。
- i 本会議場・委員会室に、「FM 式集団補聴システム」は導入されていますか。
⇒赤外線式のシステムを導入
- j 委員会室数は、常任委員会数に見合うものでしょうか?
⇒立川市では 1 室だけ。

(ウ) 会派「控室」の考え方について

- a 会派「控室」の位置づけについて、単なる「控室」ということではなく、「会派(議員) 執務室」というような位置づけをしていますか。
⇒会派室内には議員用の机や打ち合わせスペースがある。各会派で工夫し、応接セットが 2 つあるような会派もある。
- b 会派構成の変化に柔軟に対応できるよう、可搬式の壁で仕切れるようにすること等と、防音等に配慮するということとの両立をどのように図っていますか。

⇒設計段階では可動式の間仕切りを想定。現在少数会派は共同利用となっている。実際に会控え室に入った際に、音が漏れるという話があった。半年後に間仕切りと窓の間の隙間を塞ぐ。間仕切りの両面に遮音性の高い部材を貼った。昨年可動させたいという話があった。口伝で「簡単に変えられる」という話であったが、見積もりをとった結果数百万かかることがわかった。建設後の工事が影響する。当面このままでとなった。可動したことがない。

(エ) 議会図書室について

a 議会専用の図書室というよりも、市民あるいは市職員と共同して利用できる図書室を市役所内に設け、土・日も利用でき、また設置されたパソコン等での調べごとでもできるようにするという考えはありますか。

⇒議会スペースに隣接して市政情報コーナー（市民にも開放）。その一角を議会図書室コーナーとしている（専用スペースも）。

②庁舎全体に関すること

a 市職員と市民が利用する食堂、カフェテラス等は設置されていますか。設置されているとすれば、その考え方について教えてください。

⇒食堂は3階にかつてあったが、経営面から撤退。お昼にお弁当販売。また100席はそうした利用に当てている。1階には福祉喫茶が設置。軽食も可。

b 路線バス等の市庁舎内への乗り入れなど、アクセスしやすい環境はつくられていますか。

⇒庁舎内まではないが、東面、西面にバス停がある。立川駅へのアクセスは良い。

c 本庁舎と出張所等との任務分担による配置状況はどのようになっていますか。

⇒駅前に窓口サービスセンター（市民課、国保）正規17、月給制4、時給制2名加えて4つの連絡所。月給制が4名ずつ配置

d 本庁舎全体に関わるユニバーサルデザインの具体化はどのようになっていますか。

⇒ユニバーサルデザインについては、バリアフリー法、建築物バリアフリー条例（都）、市の条例などを満たしている。間口の広いエレベーター等。

(3) 質疑内容

問) この先の状況変化に対応する議論はどうであったか？

答) 100人委員会からもそのへんが大きなポイントになった。長い間愛される建物にしたい。100年建築ということで建てられた。100年後の使い方は想定しづらい。大平面、壁が少ない。大きな床を作り、その後状況変化に応じて作り替える想定。デジタル化。40センチほどの上げ床。空調の吹き出し口以外に、電気や通信線を床下に這わせるしつらえになっている。

問) 食堂の件。最初はあったが経営的に撤退しているということであったが、市の方から補助するような議論はなかったか？

答) 募集をかけて、フロアを貸す際の家賃の減免なども行なっていたが、利用者が限られている、庁舎の立地が基地の隣で近所の方が利用することも想定しづらい。

R3.9に撤退。コロナの影響も。家賃はもらっていないが、光熱費が高い。現在はお弁当屋さん。再度、募集をしているが入札がない。再開の可能性について探っているところ。議員からも要望がある。

問) 委員会室が1室ということだが、同時に行うことは想定されていないのか？

答) 数については設計段階から議論があった。旧庁舎でも1室であった。同時には行わ

ないということをやっている。

問) 市民スペースと執務スペースの線引きは

答) 穏やかに分かれているところや線引きがされているところがある。電子錠が必要なスペースも当然にある。

設計段階では、半年くらいにわたって市民・議会・行政代表が集まって2週間おきくらいに半年会議を行っていた。市民代表の方から、土日に市民が使える会議室などを設けてほしいという要望があった。それを解決するために解放されるスペースができた。

問) 会派の控え室。可動式は技術的には難しかったのか

答) 建設までの間は会派の人数は4年ごとに変わるので可動させるのは当然と考えていたが、結果的に音漏れを止める要望を叶えると大きな費用が必要となった。他の方法があるかは知らないが、立川では無理であった。

問) 議場をフラットにして市民も含めて使うように考えるべきではないかという声があるが、そうした検討は

答) 議場を定例的に使っている例は、議場を使って子ども達が話し合いを行うイベントを行っている。年1回。

議場を結婚式に使うことなども想定していたが、臨時会のために結婚식을延期させてほしいとも言えないので募集していない。行政側からも要望はあり、要項もあるが、同様の理由で解放していない。急な選挙の部屋になるということで会議室を貸し出したことはある。

問) 災害時の想定は。

答) 自家発電、3分の1の電気を賄える。燃料は3日分。地下の免震装置。大平面ではコストが上がるが免震を入れた。

問) 議会エリアに特化した形では。

答) 災害時の議会の役割は地元からの情報収集と集まれば集まる。今年度4月から、オンライン開催ができるようになってきている。実際に委員会を一回開催。事由に出産育児・災害と入れている。

問) 災害時に議場や委員会室を市が利用するということは想定されていないか。

答) 2階に市長室の隣に市長応接室と会議室の間が可動間仕切り。災害時には大きな部屋として使うことが想定されている。

問) 庁舎の免震工事の費用について。

答) 免震工事費用 約1億5,000万円(経費別の直接工事費)

※建築工事全体の費用割合の約3.6%相当

問) 立川クリーンセンターからの電力融通など

答) 発電分を庁舎で使う契約で行われている。東電の送電網を使うため便宜的なもの。

問) 市政情報コーナーの運用についてなど

答) あり方検討会であったかは記憶にないが、どこかで検討がなされた。旧庁舎の議会

図書室は市民利用はなかった。議員の利用もほぼ控え室への貸し出しであった。そうした状況の中で、一体のものとして再編された。現在は情報コーナーのかなりの部分を議会図書室として運用。

問) 日常的には管理している主体、費用の枠組みはどこ？

答) 情報コーナーは文書法制課。図書の購入は議会費。

問) 人の配置は？

答) 文書法制課の係長1名と月給制が2名配置されている。

問) バス路線2路線ということであったが、充足されているのか？

答) バス停は二箇所であるが、路線数はもう少しある。本数はかなりある。また、モノレール高松駅から800mくらいなので

4 視察の成果

視察実施後、特別委員会（勉強会含む）において、基本構想に掲げる議会機能をどう実現すべきか、議会としての考えをまとめ、令和6年1月29日開催の特別委員会において別紙「多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案」を決定し、1月31日に市へ参考送付しました。



令和6年1月10日（水）

清瀬市役所

1 調査事項

庁舎の建て替えについて

2 調査目的

多摩市役所本庁舎建替基本計画に関する調査・検討を行うにあたり、既に庁舎建て替えを実施している先進市を視察し、議論の参考とするため。

清瀬市の対応者

清瀬議会事務局次長

建築管財課長

営繕係長

3 調査内容

(1) 庁舎の建て替えについて

- ① 庁舎全体及び議会エリアのつくり・規模等
- ② 庁舎全体の中での議会エリアの位置づけ等、こだわった点

(2) 質問事項（事前送付）への回答

① 議会機能に関して

(ア) 議会棟に関して

- a 議会棟におけるWi-Fi状況を教えてください。
⇒ 庁内と議場それぞれに異なるWi-Fiを設置。庁内全体のフリーWi-Fi、それとは別に専用のWi-Fiを設置。セキュリティを高めるため。
- b 議会棟への不審者侵入を許さない手立てはとられていますか。
⇒ セキュリティゾーンを設定。庁舎北側、南側に一箇所ずつ。専用のカードキーが必要。議員に関しては議員証がカードキーになっている。議員、理事者、部課長、総務課職員、清掃等の委託事業者のみが通れる。係長以下は一声かける必要がある。
カードキー、職員は職員として、議員証については事務局で発行しているが、同一メーカーに発注（仕様の統一を図るため）。登録は総務課で行っている。
- c 議会棟におけるユニバーサルデザインの具体化について
⇒ 主に3点。
 - ・ 議場のフラット化：議員席は前後2列、後列は一段高い、段差解消のため移動式のスロープ。傍聴席はスロープを設置、固定座席の他に車椅子、ストレッチャーで傍聴できるエリアを設定。
 - ・ ヒアリングループの設置、議場等傍聴席、委員会室に。レシーバーを貸し出している。補聴器ほどではないが、音を増幅する機械。
 - ・ 親子傍聴席の設置。防音ガラスで隔てており、中の声は漏れ聞こえない。何名か子連れ傍聴の方もあったが、議場に響く状況はなかった。キッズコ

ーナーも設置。子どもは遊んでいられる。授乳室は庁舎2階にある。子ども用のトイレ(便座)、授乳室の向かいのトイレに設置。(誰でもトイレ)

(イ) 議会諸室に関して

- a 本会議場は、国会等に類似したものでしょうか。(フラット型か?) それぞれの考え方について教えてください。
⇒議長席からの視界。議長の横・後ろに理事者がおり、見つらかった。イギリス式、対面式に改めた。
- b 本会議場と委員会室における傍聴席の規模の考え方、また、「ネット中継」等の場合の傍聴席の「映り込み」についてなんらかの配慮をしていますか。
⇒傍聴定員は議場・委員会室ともに30名。議場は固定。委員会室は通常の椅子。委員会室の使い勝手は良い。
委員会室は映り込みはない。議場は若干の映り込みが確認された。座席を一部移動、議員席から離れた。どうしても2席映り込む。そこには注意書きを貼付(首から下程度が映る)。
- c 議会スペースに「応接室」は設けていますか。
⇒全3室。
 - ・議長応接室。議長室の隣。来賓対応、代表者会議で使用。
 - ・面談室を2部屋設置。①:6席、②:10席
- d 議会スペースの諸室を市長部局も使用するというを想定していますか。それとも、議会が専用で使うようにしていますか。それぞれの考え方も併せて教えてください。
⇒議会フロアについては議会専用としている。ただし、事務局で管理している展望ロビーについては市民、職員も打ち合わせができる。
- e 会派、またはいくつかの会派が共同し、ときには市民等も交えて会議等を行う部屋を、委員会室とは別に設けていますか。
⇒議長応接室や面談室を使用。
- f 議長・副議長の執務室には、応接する機能がありますか。
⇒正副議長室に応接セットが1セット(最大7名)
- g 本会議場の議席並びに委員会室の委員席は、ICT化、DXに対応したものになっていますか。
⇒コンセント、電源タップの設置。評決ボタンの設置。現状タブレットの利用は試行段階。
- h 本会議場・委員会室等で、「スクリーン」等は、どのような設えになっていますか。
⇒委員会室は2台のディスプレイ(55インチ)、後ろが白壁なので投影も可能。パソコンから直接映像を映すことはできるが、会議での使用規定を設けていないので、委員会では使用していない。
議場は4隅にモニター設置(65インチ)。発言者の映像、残時間、個別表決の結果を表示できる。登壇席などには10インチのモニター:残時間を表示。会場内にも。
- i 本会議場・委員会室に、「FM式集団補聴システム」は導入されていますか。
⇒ヒアリンググループ設置
- j 委員会室数は、常任委員会数に見合うものでしょうか?
⇒常任委員会の同時開催が想定されていない。1室のみ。予算決算委員会については、議場と委員会室のパーテーションを外し、1室として運用。仕様が決まるまでには、様々な意見があった。結果的には一部屋にすることで手間は増えたが、管理上はしやすくなった。

(ウ) 会派「控室」の考え方について

- a 会派「控室」の位置づけについて、単なる「控室」ということではなく、「会派

(議員) 執務室」というような位置づけをしていますか。

⇒執務室を兼ねているという位置付け。人数分の事務机を設置、電話機を設置。
ただし、PCやOA機器は各会派で。

- b 会派構成の変化に柔軟に対応できるように、可搬式の壁で仕切れるようにすること等と、防音等に配慮するということとの両立をどのように図っていますか。
⇒可搬式の壁としている。しかし、実際には2部屋を1部屋にする程度のもの。
大幅な変更がない場合は、その中で会派間で調整して使ってもらっている。
石膏ボードと断熱材を挟んでいて防音に配慮。

(エ) 議会図書室について

- a 議会専用の図書室というよりも、市民あるいは市職員と共同して利用できる図書室を市役所内に設け、土・日も利用でき、また設置されたパソコン等での調べごとにもできるようにするという考えはありますか。
⇒機能維持が課題。議会図書室と行政資料コーナーを一緒にしたが、現在は分離。現在は元倉庫であったところを図書室としている。保管庫のような状況。図書室としての機能は備わっていない。

②庁舎全体に関すること

- a 市職員と市民が利用する食堂、カフェテラス等は設置されていますか。設置されているとすれば、その考え方について教えてください。
⇒食堂、カフェ。地下に職員厚生室、1階に市民交流スペースを設置。食堂はない。
- b 路線バス等の市庁舎内への乗り入れなど、アクセスしやすい環境はつくられていますか。
⇒乗り入れはしていない。西側に最寄駅の清瀬駅北口行きのバス停、周辺にも数箇所のバス停。
- c 本庁舎と出張所等との任務分担による配置状況はどのようになっていますか。
⇒松山出張所、のしお出張所。R6年3月にコンビニ交付に移行。マイナンバーカード必須。
- d 本庁舎全体に関わるユニバーサルデザインの具体化はどのようになっていますか。
⇒スロープ、点字ブロックの連続性、音声誘導装置、案内サイン、2ヶ国語表示、ピクトグラム、各階に誰でもトイレを設置。

(3) 質疑内容

問) 市民相談はどこで行っているのか。

答) 展望ロビーでの相談。込み入った話などは、面談室を使用。

問) 代表者会議の傍聴、中継は。

答) 非公開で実施。会議録も含めて。配信もない。

問) 災害時対策。市の対応と議員・議会の対応について。

答) 本庁舎は避難所指定なし。とはいえ解放はあり得る。

3階の庁議室が災害対策本部になる。

議員の動きについては、BCPの策定には至っていない。議会災害対策会議を設置することになる。議員：地域の実態把握。しかしダイレクトに市に言うのではなく、議会の災害対策会議を通じて要望などを届けるしつらえになっている。H19の大震災の際に災害対策会議を立ち上げた実績あり。その際には事務局を通して情報の集中を図った。市の情報も事務局を通じて。

問) 議場などを使う想定は。

答) 避難所としての利用は想定していない。臨時議会などの対応のため。

災害対策会議などの実施、議会の会議としては行う。市側は庁議室。

問) 今後のBCPの中で、スペースの利用については今後か。

答) そのとおり。

問) 使い勝手の中で、もう一步改善できる点。なくていい点。

答) 議場のつくりについては特にはない。自由なレイアウトが使い勝手が良い。

システムの関係で、信頼のおけるシステムの導入、保守・サポート体制の手厚い事業者を選ぶと良い。システムトラブルにすぐに対応できる、定期点検できる。そうしたことが重要。

問) 会議室の数などについて。

答) 旧庁舎があまりに会議室が足りなかったため。

4 視察の成果

視察実施後、特別委員会（勉強会含む）において、基本構想に掲げる議会機能をどう実現すべきか、議会としての考えをまとめ、令和6年1月29日開催の特別委員会において別紙2「多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案」を決定し、1月31日に市へ参考送付しました。



令和6年1月10日（水）

府中市役所

1 調査事項

庁舎の建て替えについて

2 調査目的

多摩市役所本庁舎建替基本計画に関する調査・検討を行うにあたり、既に庁舎建て替えを実施している先進市を視察し、議論の参考とするため。

府中市の対応者

総務管理部新庁舎建設推進室長

議会事務局庶務課長

3 調査内容

(1) 庁舎の建て替えについて

- ①庁舎全体及び議会エリアのつくり・規模等
- ②庁舎全体の中での議会エリアの位置づけ等、こだわった点

(2) 質問事項（事前送付）への回答

①議会機能に関して

(ア)議会棟に関して

- a 議会棟におけるWi-Fi状況を教えてください。
⇒職員用、議員用と切り分けたネットワーク。
- b 議会棟への不審者侵入を許さない手立てはとられていますか。
⇒東側エレベーターホールにカメラ、電子錠。時間外などは閉めているが、カードで入室可。
- c 議会棟におけるユニバーサルデザインの具体化について
⇒段差の解消などバリアフリーは進んだ。多目的トイレ、冷水機などは庁舎全体のもの。
- d 議会棟におけるトイレは、議員専用、(来庁した)市民専用と分けていますか。
⇒おもや5階に2つのトイレ。議会棟の外と会派室の並び。会派室並びは実質議員用。

(イ)議会諸室に関して

- a 本会議場は、国会等に類似したものでしょうか。(フラット型か?) それぞれの考え方について教えてください。
⇒多目的利用は行わない。
- b 本会議場と委員会室における傍聴席の規模の考え方、また、「ネット中継」等の場合の傍聴席の「映り込み」についてなんらかの配慮をしていますか。
⇒議場の傍聴席は54席。映り込みに関しては、受付時にご案内し了承をいただく。

- c 議会スペースに「応接室」は設けていますか。
⇒議員応接室3室、正副議長応接室1室。議員会議室1室。
- d 議会スペースの諸室を市長部局も使用するというを想定していますか。
それとも、議会が専用で使うようにしていますか。それぞれの考え方も併せて教えてください。
⇒検討委員会での協議結果として、市長部局の使用は想定していないが、はなれができるまでは議会での使用がない場合に限り使用を認める。
- e 会派、またはいくつかの会派が共同し、ときには市民等も交えて会議等を行う部屋を、委員会室とは別に設けていますか。
⇒職員の打ち合わせ室などの使用も可能。
- f 議長・副議長の執務室には、応接する機能がありますか。
⇒機能あり。
- g 本会議場の議席並びに委員会室の委員席は、ICT化、DXに対応したものになっていますか。
⇒タブレット充電用のコンセントの設置。委員会室は延長コードで。
- h 本会議場・委員会室に、「FM式集団補聴システム」は導入されていますか。
⇒FM式ではないが、傍聴席に磁気ループ。可動式のものも用意し、委員会室などでは使用できる。
- i 委員会室数は、常任委員会数に見合うもののでしょうか？
⇒同時開催はないため、1室のみの使用。

(ウ) 会派「控室」の考え方について

- a 会派「控室」の位置づけについて、単なる「控室」ということではなく、「会派（議員）執務室」というような位置づけをしていますか。
⇒執務可能な環境整備。会派室という名称に。執務室として位置付け。
- b 会派構成の変化に柔軟に対応できるように、可搬式の壁で仕切れるようにすること等と、防音等に配慮するということとの両立をどのように図っていますか。
⇒スチールパーテーション。つけ外しには工事が必要。

(エ) 議会図書室について

- a 議会専用の図書室というよりも、市民あるいは市職員と共同して利用できる図書室を市役所内に設け、土・日も利用でき、また設置されたパソコン等での調べごとでもできるようにするという考えはありますか。
⇒市民も利用できる議会図書室。

②庁舎全体に関すること

- a 市職員と市民が利用する食堂、カフェテラス等は設置されていますか。設置されているとすれば、その考え方について教えてください。
⇒食堂カフェの設置。はなれ1階に設置予定。「にぎわいをつなぐ」観点から。職員の福利厚生施設ではなく、市民利用を想定。来年度に業者のサウンディング調査を行う。
- b 路線バス等の市庁舎内への乗り入れなど、アクセスしやすい環境はつくられていますか。
⇒バス、タクシーの乗降場所は設置しない予定。府中街道にバス停がある。バス待ち環境として待合所を敷地内に設置予定。タクシーについても、おもや西側にピロティで車が乗り入れられる。
- c 本庁舎と出張所等との任務分担による配置状況はどのようになっていますか。
⇒窓口の分散化として、はなれを第二庁舎とする想定。東出張所と西出張所があるが、集約や分散は行わず従来どおりの対応。
- d 本庁舎全体に関わるユニバーサルデザインの具体化はどのようになっていますか。
⇒誰もが利用しやすく。市の条例を前提に進めてきた。サイン計画：デザインに

よせずに JIS 規格のものに。

多機能トイレ：各フロアに設置。また、フロアごとに機能を変える。3 階には子ども用便器。4 階には男女の別なく利用できるなど。1 階に重度障がい者用のトイレの設置。

(3) 質疑内容

問) 2 点。平成 21 年に IS 値が低いことが判明してから完成が令和 5 年と長い時間がかかっている、平成 30 年の見直しの経過。

答) 年次的に組み合わせると平成 30 年から着工できると想定していた。しかし、用地買収で拡張する兼ね合いから、用地買収に時間を要しプラス 3 年ほど時間がかかった。45 ヶ月の工期を想定していたが、67 ヶ月となった。令和 9 年の 1 月から、はなれも含めて稼働予定。

問) 延べ床面積算定の根拠は。

答) 総務省の一般的な算定基準を使っているが、図書館や歴史コーナー（現在別施設）、飲食店などがはいるためプラス。

問) 多目的利用をやらないとなった理由は。

答) 議会棟検討委員会の討議の中で、会議室が充実するため議会棟の会議室を使う必要はないということを打ち出した。

問) 環境配慮の視点について。

答) 基本的にはキャスビーの S ランクを想定して基本計画、その後ゼロカーボンシティ宣言もあり、設計見直しを進めている。ゼブ対応や電気自動車対応、はなれに設置予定の太陽光に加えて壁面なども検討。

問) はなれに駐車場の入り口ということであったが、駐車料金はまた無料なのか。台数は。

答) 地下がおもやとはなれ全てつながり駐車場となる。旧庁舎の際にもタイムズの機械は入っていたが、無料であった。有料化の検討を進めている。

台数は 170 台。以前と変わらない台数。

問) 市民相談への対応などは。

答) 会派室はセキュリティの問題もあり、立ち入らない。応接室には入室可能。その他の応接に使用している部屋も使用できる。

問) 職員の休憩スペースなどは。

答) 職員が使用するのを制限するものではない。3 階に厚生室があり、畳のある部屋とラウンジを設置している。

4 視察の成果

視察実施後、特別委員会（勉強会含む）において、基本構想に掲げる議会機能をどう実現すべきか、議会としての考えをまとめ、令和 6 年 1 月 29 日開催の特別委員会において別紙 2「多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案」を決定し、1 月 31 日に

市へ参考送付しました。



多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案

令和6年1月29日

基本構想に整備方針として掲げた、「議会としての独立性」「十分な調査、研究、会議（議論）」「市との連携、ネットワーク」「市民に開かれた議会活動、議員活動の充実に必要なスペース」「議会の特性を踏まえたセキュリティ、災害時機能、ユニバーサルデザイン、ICT等の環境」の確保を目指し、以下の通り基本計画を整理した。

1 議会エリア

- (1) 議会の独立性を保ちつつも市民に開かれた議会とするため、本庁舎内に設置する
- (2) DXの推進、諸室の柔軟な運用等様々な工夫により、基本構想に掲げた議会機能を果たすための必要なスペースを確保できるよう計画する
- (3) 行政エリアとは一線を画す位置、しつらえとする
- (4) エリア内の議員、職員、市民の動線は基本的に別とする
- (5) 本会議等長時間の会議や効率的な議会運営を踏まえ、会派室や必要な施設は議場の近くに設置することとする

POINT

- ① セキュリティは必要だが閉鎖性を感じさせない空間にする
- ② 過大なスペースは不要だが現状の「狭さ」を解消する

2 議場

- (1) 本会議での使用を前提としつつ、その他の用途での活用も想定したつくりとする
- (2) 議場については視認性に配慮しつつも階段式ではなく基本的にフラットなつくりとする
- (3) 各席の配置等は、議長席、事務局長席、傍聴席から発言者の様子が見え、全体が見渡せるつくりとする
- (4) 傍聴席については現状と同規模（人数）を想定し、傍聴しやすさに配慮したつくりとする
- (5) 理事者控室を併設し、会議室等としても運用できるつくりとする
- (6) 映像・音声配信機能のある「放送室」を併設し、放送室内及び議場内の議会事務局席において操作可能になるよう計画する
- (7) 環境配慮や災害時も想定し、空調効率と採光に配慮する

POINT

- ① 荘厳で固定的な様式ではないということ
- ② 傍聴席はセキュリティやインターネット中継等への映り込み等に留意し、フラットである必要はない
- ③ 議場における議長席、議員席、理事者席、傍聴席等の配置やつくりについては、複数の提案をもとに意見交換を望む

3 委員会室

- (1) 委員会室は2室必要であり、防音には最大限注意を払いながら2室をつなぐことができる構造を検討する
- (2) 2委員会室においても議場同様の映像・音声配信を行うことを前提としたつくりとする
- (3) 委員会室の傍聴も現状と同規模（人数）で傍聴しやすさに配慮したつくりとする
- (4) 災害時に活用することも想定する

POINT

- ① 会議を行える程度の防音が必須となる
- ② 委員会室内で操作する機器及び必要な設備を設置し可動式とする
- ③ 現在の委員会室は極端に狭いため改善が必要である
- ④ 委員会室に限らないが災害時の活用について具体的には今後の検討が必要

4 議員控室

- (1) 用途としては会議のための「控室」ではなく、「執務室」と位置付ける
- (2) 会派人数が変化することから防音に配慮した可動式の間仕切りを計画する

POINT

- ① 執務室のしつらえについては別途検討が必要
- ② 備品についても同様

5 議会図書室

- (1) 議会エリアに単独で設置するのではなく行政資料室と一体化が望ましい

POINT

- ① 行政資料室との一体化は省スペースの観点もさることながら機能の観点が重要なことから、市が行政資料室を検討する際に意見交換が必要

6 正副議長室

- (1) 正副議長室を1室とし、事務室に隣接、行き来ができるよう計画する
- (2) 華美にならない程度に応接機能を持たせ、また災害時には議会として一定の役割を担うことにも配慮する

POINT

- ① 正副議長室については現状を踏襲した規模感を想定
- ② 災害時の議会機能については、市の行動に合わせた会議の開催が前提となるが、そのほかにも発災時と数日後に分けて、議長、議員、議会エリアが担う役割を整理し、対応可能とすることが必要

7 事務室

- (1) 議会エリアの入口に配置し議員、職員、市民を視認しやすいことを計画する
- (2) 市民とやり取りしやすいカウンター機能を計画する
- (3) 議会エリア内に一定の文書庫・倉庫スペースを計画する
- (4) 日常的に議員、職員が使用する、また災害時にも活用する給湯室を事務室に隣接して計画する
- (5) 議会エリア運営・管理のための機器設置を計画する

POINT

- ① カウンターは日常的な相談、請願等の対応に必要
- ② 行政資料室と議会図書室の一体化を想定して、議員・職員が確認するための保管文書や備品等の保管庫（作業スペース含む）が必要

8 諸室（スペース）

- (1) セキュリティエリア内に会議室・トイレ、セキュリティエリア外に相談室（市民等）や簡単な打合せコーナー等の複数設置を計画する

POINT

- ① 現在の議員応接室（実態は会議室）に替わる会議室
- ② 市民が控室ではなく相談ができる相談室
- ③ 気軽に訪れ歓談したり簡単な打合せを行うコーナー
- ④ 議場近くのセキュリティエリア内に男女の設置数（女性を多く）に配慮したトイレ（誰でもトイレ含む）を設置する

9 ユニバーサルデザイン

- (1) 原則としてエリア内の車いすでの利用を可能とし、点字ブロック、補聴システム等の導入、子どもや外国人対応など、可能な限り配慮する
- (2) 誰もが心地よく機能的に使える施設・設備としてユニバーサルデザインを積極的に導入する

POINT

- ① バリアフリーとして多摩市の条例等に対応することはもちろんの事、長時間の会議を連続して行うことに配慮した、人間工学的にもふさわしい設備、備品等の導入を検討する

10 セキュリティ

- (1) 議会エリアに一定のセキュリティ対策を計画する
- (2) 事務室からの視認性を高める

POINT

- ① 施錠する箇所を設け、議員控室（執務室）や議場等に自由に入れないよう工夫する
- ② 事務室から監視するわけではないが、事務室がゲートの役割として見えるように工夫する

11 DX

- (1) 議会運営のDX化（運営や情報発信）に適した施設・設備を計画する
- (2) 庁舎や議会エリアの入口等に議会情報を流せるモニター等を設置する

POINT

- ① 電子表決、登庁表示、残時間、モニター、ディスプレイ等のICT機器については、電子化が進む議会運営に対応可能なシステム等を検討する

12 その他

- (1) 備品計画や施設のしつらえなど設計の段階での意見交換も必要
- (2) 市と議会が相互の情報を確認しやすくなることを計画する
- (3) 庁舎正面入り口に「議会」を明示する

POINT

- ① 「多摩市」と「多摩市議会」が二元代表制の両翼であることをしめすため、並列の表記が必要

注釈：「POINT」は計画に記載するものではないが、計画記載事項の説明として付記した。